

第1回岡山県鉄鋼業最低賃金専門部会議事録

- 1 日 時 令和6年9月11日(水)午前9時55分～
- 2 場 所 岡山市北区下石井1丁目4番1号
岡山第2合同庁舎 2階 共用会議室D
- 3 出席者
- | | |
|---------|--|
| 公益代表委員 | 岡山一郎
佐藤吾郎
横山純子 |
| 労働者代表委員 | 板野晃雅
近藤拓也
高山伸男 |
| 使用者代表委員 | 遠藤佑介
岡田宜之
西谷治朗 |
| 事務局 | 労働基準部長 政木隆一
賃金室長 三村典代
賃金指導官 中本弘一
労災補償監察官 木村弘之 |

4 議 事

中本指導官

ただ今から、第1回岡山県鉄鋼業最低賃金専門部会を開催いたします。

本日の審議は公開ですが、傍聴希望の申込みはございませんでした。今年度第1回目の専門部会でありますので、部会長が選任されるまでの間、司会進行を事務局で務めさせていただきます。

まず、定足数について報告申し上げます。本日は委員全員が御出席でございますので、最低賃金審議会令の定足数を満たしていることを報告いたします。

本日御審議いただきます付議事項について説明いたします。

- 1 特定最低賃金専門部会 部会長・部会長代理の選任について
- 2 特定最低賃金専門部会の運営について
- 3 資料説明について
- 4 特定最低賃金改正決定の必要性の有無について
- 5 今後の審議日程について
- 6 その他

でございます。

本日は令和6年度1回目の専門部会になりますので、冒頭、政木労働基準部長より挨拶申し上げます。

政木部長

労働基準部長の政木でございます。

専門部会の開催に当たりまして一言御挨拶申し上げます。

本日はお忙しいところ、本部会に御参集いただきまして誠にありがとうございます。

岡山県最低賃金につきましては、先般、公労使各委員の熱心な御審議によりまして、最低賃金が時間額となって以来最大の上げ幅50円プラスということで、982円として、10月2日から発効される運びとなったところでございます。御審議いただきました委員の皆様方におかれましては、この場をお借りして改めて感謝申し上げたいと思います。

特定最低賃金につきましては、この地域別最低賃金よりも金額水準の高い最低賃金を定めることが必要と認められた産業について設定されることとなっております。委員の皆様方におかれましては、これから改定の必要性の有無を含めて集中的に御審議いただくこととなりますけれども、特定最低賃金につきましては、特に労使のイニシアティブによる決定、決議が必要に

なるものと理解しているところでございますので、何とぞ全会一致の決議をいただきますようお願い申し上げたいと思います。

7業種でございますので、今後、過密なスケジュールとなっております。お忙しいところ大変申し訳ないのですが、どうぞよろしくお願いいたします。

中本指導官 それでは、賃金室長、よろしくお願ひします。

三村室長 それでは、議事に入らせていただきます。

まず、付議事項「(1) 部会長・部会長代理の選任」ですが、部会長及び部会長代理は最低賃金法において公益委員の中から選出することとされております。これまでの慣例により、各専門部会の公益委員で事前に協議を行い、候補を選んでいただいておりますので、私から発表させていただきます。

部会長は横山委員、部会長代理は岡山委員です。

御了承いただけますでしょうか。

(同意する声)

三村室長 御了承いただき、ありがとうございます。

それでは以降の議事につきましては、横山部会長にお願ひいたします。

横山部会長 部会長を仰せつかりました横山でございます。今年度もどうぞよろしくお願ひいたします。

初めに、本日の専門部会は、公労使の三者が揃い公開としております。ただし、議事の進行において二者協議となる場合があれば、その部分は、委員の皆さんの忌憚のない御意見をいただく必要があると考えますので、非公開とします。

今年度の特定最低賃金の審議については、昨年度に引き続き、改正の必要性の審議から専門部会で行うことになりました。特賃の専門部会は、労使のイニシアティブにより丁寧かつ効率的な審議を進めることが必要かと考えますので、各委員の皆様の御理解、御協力をお願いします。

付議事項に入る前に、他部会の状況について事務局から報告をお願いします。

三村室長 他部会の状況について報告します。

昨日までに一般機械、船舶が必要性ありで結審しております。

自動車と各種小売は2回目の部会に持ち越しております。また、耐火物と電気はこれから部会開催となっております。以上でございます。

横山部会長

次に、議事録の署名人について決めておきたいと思います。

特定最低賃金専門部会運営規程第6条によりますと、「部会長及び部会長が指名した専門部会委員2名が署名するもの」とされていますので、部会長である私と、労側は高山委員、使側は西谷委員にそれぞれお願いしたいと思います。

本日の大まかな予定を説明いたします。

まず付議事項(2)につきまして、今年度の審議運営について事務局から説明をしていただきます。

続いて、付議事項「(3)資料説明について」も事務局からお願いします。

その後、付議事項「(4)特定最低賃金改正決定の必要性の有無について」審議を行うこととし、労使双方から「改正決定の必要性の有無にかかる基本的な考え方」を述べていただきます。その際、事前の打合せ時間を設けたいと思いますので、資料説明の後に一旦休会とし、時間を取りたいと思います。御発言は公労使の三者協議とし、労使それぞれ5分から6分程度でお願いします。御協力をよろしくお願いします。

では、付議事項「(2)岡山県特定最低賃金専門部会の運営」について事務局から説明をお願いします。

三村室長

それでは、資料2を御覧ください。

今年度の7業種の改正決定につきましては、7月3日の本審で改正の必要性の有無について労働局長から諮問を行いました。資料2- でございます。

その後、7月29日の本審で特賃の必要性の有無については、各部会で審議を行うこととなったため、審議を効率的に進める観点から、「必要性の有無について全会一致で確認された場合、金額改正についても併せて調査審議をお願いする」という趣旨のことを加えて、再度諮問を行いました。これが資料2- の諮問文でございます。

必要性の審議において、全会一致で「必要性あり」となった部会は、最賃則第11条に基づく3週間の意見聴取公示期間を経た後、金額審議の専門部会を開催することになります。

御留意いただきたいことが2点ございます。

1点目は、必要性ありとする場合、改定する特賃の最低賃金

額は、現在の鉄鋼業の特定最低賃金額 1,050 円に対し、有額回答をいただくことが必要となります。

2点目は、金額審議では、労働協約ケースであっても公正競争ケースであっても、6月17日に労働者側委員から提出された「改正申出書」にある企業内最低賃金協定額の最低金額が、金額審議における上限額となりますので御留意ください。

なお、必要性について、全会一致とならなかった部会は、後日本審に報告し、審議終了となります。

また、必要性審議及び金額審議ともに、専門部会で「全会一致」で結審した場合は、審議会令第6条第5項を適用することで、本審を開催せず、専門部会の決議を本審の決議とすることが合意されています。

それから、資料 9を御覧ください。こちらは、「令和5年度特賃審議経過及び結果一覧表」となっておりますので審議の参考としていただければと思います。

横山部会長

ただいまの事務局の説明について、委員の皆さん、いかがでしょうか。

(特になし)

横山部会長

それでは、必要性審議、金額審議いずれの専門部会でも審議会令第6条第5項を適用すること、必要性審議で全会一致とならなかった専門部会は、本審に報告して審議終了となること、金額審議で全会一致とならなかった専門部会は、本審で審議を行うことといたします。

本日の第1回特定最低賃金専門部会は公開として開催しておりますが、次回以降の審議の公開・非公開につきましては、各委員の忌憚のない御意見をいただく必要があることからこれまで非公開としていました。今年度の必要性審議においても同様の事情により非公開にしたいと考えますが、いかがでしょうか。

(異議なし)

横山部会長

それでは、第2回以降の専門部会を非公開といたします。
次に付議事項(3)の資料の説明について、事務局からお願いいたします。

三村室長

資料 3から説明させていただきます。

こちらは、日本銀行岡山支店が本年9月5日に発表した「岡山県金融経済月報」でございます。

概況としては、「県内景気は、一部に弱めの動きがみられるが、緩やかな回復を続けている」とあり、最終需要をみると、「個人消費は、物価上昇等の影響を受けて、増加ペースが鈍化している」、「設備投資は、6月短観調査における2024年度の県内企業の全産業における設備投資額は増加見込みとなっている」とあります。

2ページの生産については、「県内主要製造業の生産は、海外経済の回復ペース鈍化の影響を受けつつも、供給制約の影響が和らぐもとで、持ち直している」とされており、鉄鋼は、「海外経済の回復ペース鈍化の影響を受けつつも、自動車向け等の回復から、持ち直している」とされています。

また、雇用・所得は、「労働需給は引き締まっており、雇用者所得は緩やかに改善している」とされています。

次ページは、岡山県の主要経済指標が記載されています。

(1)最終需要の中の「設備投資」の欄では、岡山県企業短観調査による設備投資額(全産業)は、2024年度(計画)で前年比+18.0%となっています。

(4)物価の欄では、消費者物価指数(岡山市、生鮮食品を除く総合)をみますと、7月の前年比は+2.3%と、4月以降、前年比プラスが大きくなっています。

資料4は、令和6年8月6日、岡山財務事務所発表の「岡山県内経済情勢報告」です。

総括判断では、「県内経済は、緩やかに回復しつつある」としています。これは、前回4月と同様の判断です。

各項目の判断としては、本年4月と比較し「設備投資」「企業収益」などは、上向き、「個人消費」「生産活動」「雇用情勢」「企業の景況感」は横ばいの状況です。

また、【先行き】については、「各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される。ただし、海外景気の下振れが景気を下押しするリスクとなっている。また、物価上昇、中東地域をめぐる情勢、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要がある。」としています。

次ページの各論のうち、「個人消費」は、「一部に弱さがみられるものの、緩やかに回復しつつある」とあります。また、

「生産活動」は、「足踏みの状況にある」とあり、鉄鋼は、「輸送用機械を中心に引き続き需要が堅調であることから、横ばいとなっている」とあります。

3ページの「雇用情勢」においては、「緩やかに改善しつつある」とされており、新規求人数が前年を下回っているものの、有効求人倍率は概ね横ばいで推移しているとあります。

「設備投資」では、「6年度は前年度を上回る見込み」とあり、また、「企業の景況感」において、企業の景況判断BSIは「下降」超幅が拡大している」とあり、「翌期は「上昇」超に転じる見通し」とあります。

次ページ以降は、本報告の資料編となっております。

3ページに「生産活動」がグラフ化されており、(2)主要産業別生産指数(季節調整済)をみますと、鉄鋼は、令和6年2月以降、下向きという状況になっています。

資料5は、岡山県総合政策局が発表した、令和6年6月分の「岡山県鉱工業生産・出荷・在庫指数[速報]」です。

生産指数は109.1と、3か月連続の上昇とあります。

1ページに「上昇・低下に寄与した主な業種」があり、3ページに「生産の業種別動向」として、主要業種別に「生産・出荷・在庫」の動向がグラフ化されておりまして、一番上のグラフが、鉄鋼業となっております。

5ページ以降、「業種分類生産指数」「特掲業種分類生産指数」があります。速報値が、訂正された場合は、数値の前に「r」が付されています。

資料6は、岡山労働局職業安定課が8月30日に発表した「雇用情勢」です。

7月の岡山県内の有効求人倍率は1.41倍となり、前月と比べ0.05ポイント上昇しています。

11ページに、「産業別・規模別新規求人状況」があります。E製造業をみますと、7月は、前年同月比+1.4%、下段の(22)鉄鋼+50.0%となっています。

資料3～資料6の説明は、以上です。

中本指導官

それでは、私から、最低賃金基礎調査結果について、説明いたします。

説明いたします基礎調査の資料は、資料7となります。お手元の資料を御覧いただけますでしょうか。

1ページに基礎調査の概要が記載してあります。基礎調査は、特定最低賃金の審議のための基礎資料を得ることを目的としまして、岡山県における最低賃金の対象となる労働者の賃金実態を明らかにした調査です。

調査範囲は岡山県全域を対象としております。調査対象事業所は、日本標準産業分類に定める産業のうち、鉄鋼業を対象としております。

調査事業所については、100人未満の事業所を対象としております。30人未満の事業所は全労働者を、30人から99人の事業所は労働者の2分の1を抽出し、集計しております。

調査対象労働者は、いずれも、正社員だけでなく、臨時、パート社員等も対象となっております。ただし、特定最低賃金の適用が除外される18歳未満、65歳以上の労働者等は除いております。

調査対象となる賃金は、令和6年6月分の所定内賃金となっております。基本給のほか、最低賃金の算定基礎となる諸手当を対象としております。最賃の基礎とならない精皆勤、家族、通勤手当や、時間外手当・深夜手当・休日手当などの割増賃金、賞与等の1か月を超える期間ごとに支払われる手当、臨時に支払われる手当は調査対象から除かれております。

集計結果ですが、集計調査事業所数は62社、集計調査労働者数は881人、この調査結果を元に復元した母集団労働者数は1,214人となっております。以上が基礎調査の概要です。

それでは、最低賃金基礎調査の結果について御説明いたします。

次の2ページを御覧ください。「現行最低賃金未満率」ですが、集計結果から算定しますと、未満率は男性4.3%、女性8.1%、男女合計で4.9%となっております。右側のカッコの中は、昨年度の未満率を表しております。

の特性値一覧表ですが、月平均賃金額274,799円、時間当たり平均賃金額1,656円、第1・20分位数1,050円、第1・10分位数1,109円、第1・4分位数1,330円、中位数1,584円、となっており、カッコ内が前年度の数字となっております。

分位数とは、賃金を低い方から高い方へ並べて、20等分、10等分、4等分のように等分したときにその最初の境界に位置する数字のことです。中位数はいわゆる中央値のことです。

続いて、3ページ以降の総括表について説明します。総括表は、その賃金額の階級ごとに何人の労働者が属しているかという賃金の分布を示したものです。

この総括表の見方は、左の金額欄は賃金階級で、その賃金階級と同じ行にある数字は累積の労働者数を示しており、カッコ書きは累積の労働者数の比率を示しております。

3ページが一番下から2番目にある「1,062円」の階級をみて

いただくと、累積で「77人」の労働者がおり、一つ上の「1,061円」の階級をみていただくと累積で「74人」の労働者がおりますので、結局、「1,062円」の階級には「3人」が属しているということが読み取れるということになります。

3～8ページには階層ごとに規模別・年齢別に区分したものの、9～14ページには男女別・年齢別に区分した集計となっております。

賃金階級につきましては、特定最低賃金額より10円低い「1,040円」からプラス110円の「1,150円」までが1円刻みとなっており、それ以降は、10円刻み、100円刻みとなっております。

15ページを御覧ください。

このグラフは、今説明した総括表の賃金分布を10円と100円刻みにしてグラフ化したものです。

17ページの表は、特定最低賃金額の金額が上がった場合の影響率を示したものです。例えばですけれど、30円引き上げて「1,080円」とすると、6.92%の影響率となります。

以上で基礎調査結果の説明を終わります。

続きまして、資料 8「岡山県最低賃金と特定最低賃金との比較」を御覧ください。

こちらは、県最賃を100とした場合の特定最低賃金の比率を、平成25年から経年的に比較した表でございます。いわゆる優位率といわれるものです。令和5年度の鉄鋼業の特定最賃は1,050円で112.7%となっております。

また、次のページの表は、鉄鋼業特定最賃と県最賃の引上げ幅などを年度別に比較した一覧表となっております。

私からの説明は以上となります。

横山部会長

ただ今の資料説明に対して、何か質問等はございますでしょうか。

(特になし)

横山部会長

それでは、ただ今から労使の打合せをお願いしたいと思います。15分程度を想定しておりますので、再開につきましては10時40分をめぐりにこちらにお戻りいただきたいと思います。

(労使それぞれ別室にて打合せ)

(打合せ後、労使委員入室)

横山部会長

では、三者協議を再開いたします。

付議事項「(4) 特定最低賃金改正決定の必要性の有無について」審議に入ることにします。

まず、労使各側から特定最低賃金改正決定の必要性の有無に対する基本的な考え方をお聞きすることにします。それぞれ5分程度での発言に御協力いただくようお願いいたします。

お聞きする順番は、労働者側委員、その後、使用者側委員にお願いします。

それでは、労側の代表の方をお願いします。

近藤委員

それでは、鉄鋼業最低賃金改定の必要性について、労側を代表して近藤より考え方を申し述べさせていただきます。

初めに、経済情勢及び今後の見通しについて少し触れさせていただきます。

鉄鋼業における国内粗鋼生産量は、前年同期比1%減の8,683万トンとなりまして、2年連続で前年度実績を下回る結果となったことから、大変厳しい状況が継続していると認識しております。

また、雇用情勢につきましては、事業規模に関わらず、優秀な人材の確保と、技能、技術の伝承が、ものづくり産業、特に、3K職場といわれる鉄鋼産業の重要な課題であるといわれておりまして、企業も計画的な新卒、中途採用を進めており、熾烈な人材獲得競争の渦中にあると認識しております。

一方、本年度の春闘におきましては、連合などの方針も踏まえつつ、消費者物価や経済成長といった基本要素に加え、継続した人への投資、並びに経済の好循環、人材確保、定着を総合的に判断し、また、鉄鋼関係においては、賃金改善の具体的な要求として1万2,000円から3万円を掲げて取り組みました。各企業の経営が人材獲得競争に直面し、優秀な人材確保、定着の必要性に理解を示したこと、加えて、日本経済の好循環、実質賃金の維持、向上に向けて日本全体で社会的気運が高まったことなど、様々な要因から、結果として、平均17,887円という過去最高の水準を引き出すことができました。

しかし、この成果は鉄鋼業に従事する未組織労働者には及んでいないのが現状です。そのため、産業別最低賃金引上げの取組は未組織の労働者に対する賃金の底上げを図ることはもちろんのこと、産業の魅力を高め、優秀な人材を定着させるという観点からも重要な取組であると認識しております。

私たちの産業で働く労働者の賃金水準が地賃や他産業と比べ

て魅力的でなければ、当然のことながら軽作業で作業環境が良く、専門性が必要ではない産業に優秀な人材は流出してしまいます。私たちの産業が今後急激に衰退し、存亡の危機に直面してしまうことを危惧しております。

私たちの産業は大企業だけでなく、中小を含めた協力会社など製造に関わる全ての労働者で成り立っております。そして、高い技術と熟練度を必要とし、その作業環境は他産業と比較しても大変厳しいものであることを鑑みれば、当然ながらその最低賃金は地賃や他産業の産別最賃と比較してより高い水準であるべきではないかと考えております。

したがって、産別最低賃金の改定は必要性ありと考えております。以上でございます。

横山部会長

ありがとうございます。
そのほか御意見ございますか。

(特になし)

横山部会長

それでは、使側の代表の方をお願いいたします。

遠藤委員

遠藤より説明させていただきます。

まず、本年の春闘の結果、それから、賃金動向についてですが、弊社の労働組合では複数年協定を締結し、2年に1度賃金改定の議論を行っておりましたが、2024年度からは単年度交渉となりました。

労働組合からは2024年度で3万円の賃上げ要求があり、満額で回答をしております。

他方、弊社の基準賞与額は、前年度のセグメント利益に連動する方式で決定し、2023年度決算の結果、2024年度の基準賞与は2023年度の基準賞与に対して微増となりました。

しかしながら、2024年度の業績見通しを踏まえると、2025年度の基準賞与については減少するという見込みをしております。

続きまして、産別の最低賃金が適用される鉄鋼業の経済情勢と今後の見通しですが、まず、全国の粗鋼生産量の動向ですが、建設分野の需要が低迷したということに加え、中国の経済減速に伴って中国から鋼材の輸出が増加し、その結果、アジアの鋼材市況が下落したことにより伸び悩みまして、2023年度の国内粗鋼生産量は、先ほど近藤委員がおっしゃって

いたとおり 8,683 万トンで、前年度比マイナス 1.1%という低水準となりました。2024 年度の国内粗鋼生産量は、低水準だった 2023 年度と同程度と見込まれています。

次に、鋼材需要の動向ですが、国内につきましては 2024 年度の実質 GDP 成長率は、円安による物価高を背景とした個人消費の下振れ等により、1月の生産見通しから 0.4 ポイント下げて 0.9%が見込まれています。これは 7月に政府が示しておりますが、鋼材の国内需要につきましてはトータルで横ばい程度になると見込んでおります。一方で、国内の人口減少に伴う内需の低下等に伴って、長期の鉄鋼需要というのは漸減していくと見込んでおります。

次に海外ですけれども、2024 年 7月発表の IMF の見通しをみますと、サービス価格の上昇がディスインフレーションの進展を妨げており、インフレの上振れリスクが増大している点が指摘されているものの、2024 年の世界の実質 GDP 成長率は 2023 年並みの 3.2%になると見込まれております。

一方、世界の鉄鋼需要ですが、全体としては緩やかな回復が見込まれ、2024 年の世界の鋼材需要は 17.9 億トン、前年度比でプラス 1.7%になる見込みです。

しかしながら、先ほどから申し上げているとおり、中国からの輸出増に伴う鋼材市況の下落というところが懸念されている状況でございます。

次に雇用情勢等ですが、日本の鉄鋼業はカーボンニュートラルに向けた莫大な費用を要する研究、投資が控えており、恒常的に収益を生み出せる企業体質へ生まれ変わるための構造改革に取り組んでいる最中です。

一方、少子化、求人倍率の増加等により、人員の確保に苦勞している企業は多いと認識をしております。鉄鋼業においても長期的に人員を確保していくための取組は重要であると考えております。

最後に改定決定に関する意見ですけれども、人材の確保や育成は企業それぞれの実施状況等も踏まえ、各企業が独自性を持って取り組むべき重要課題であり、企業横断的に一律に固定的なコスト増につながるような賃金改善というのはなじみにくいと考えています。加えて、鉄鋼業賃金の優位性の確保には留意する必要があるものの、他県鉄鋼業の最低賃金の優位性とも比較しながら、県内の鉄鋼業の最低賃金に対する優位性の程度、あるいは必要性というところは、引き続き慎重に検討していく必要があると考えております。

使側の意見は以上です。

横山部会長

そのほかに意見はございますでしょうか。

岡田委員

業界の動向の補足をさせてください。

今、鉄鋼業界全体の動きについては遠藤委員からあったとおりですが、高炉の観点もあるのですが、カーボンニュートラルの話がありました。

高炉の中でもカーボンニュートラルの中で、その作戦の中で、スクラップから鉄を作る動きがこれから加速していきます。ですから電炉業界としてはスクラップの市況がどんどん上がることも予想されており、電炉業界にとっては影響が大きいというところだけはお伝えしたいと思います。以上です。

横山部会長

双方から御発言をいただきましたが、質疑等はございませんか。

遠藤委員

質疑は特にありません。

近藤委員

こちらもありません。

横山部会長

では、ただ今の御意見の整理をさせていただきますと、労側に関しては改正決定の必要性についてはありというふうに御発言をいただきまして、使側に関しましては慎重な判断が必要と受け止めました。必要性ありということの回答まではなかったのかなというふうに受け止めましたが、それで間違いないでしょうか。

遠藤委員

はい。

横山部会長

では、今後の進め方ですが、現状では意見の一致をみている状況にはございませんので、本日の審議については継続をされるかどうか、また、あるいは2回目に持ち越されるか、ないしは、継続をされるということであれば、進行について委員の皆様から御意見がありましたらいただきたいというところでございます。

遠藤委員

継続で審議をさせていただければと思いますが、ちょっと二者での交渉を含めてどうかと思っておりますが、いかがですか。

高山委員 そうですね。とりあえず労使で協議をお願いします。

横山部会長 分かりました。
では、労使協議ということで、公益と事務局は退室させていただきますが、打合せはどうされますか。

 (労使委員から 10 分位必要との声)

遠藤委員 この場で 10 分くらい協議をさせてください。

横山部会長 事前に各側での打合せは必要ないのですね。

遠藤委員 はい。

横山部会長 分かりました。
では、公益と事務局は退室いたしますので、労使協議が終わりましたらお声がけをいただくということをお願いします。

 (公益委員、事務局退室)
 (労使協議終了後、公益委員、事務局入室)

横山部会長 では、再開いたします。
労使協議の結果について、いずれからでも構いませんので御報告いただけますか。

高山委員 労使間で話をさせていただきましたが、使側の方に关しましても必要性ありということで御理解いただいたところです。労使ともに必要性ありとなりました。

横山部会長 今、御報告をいただきましたが、使側の方はそれで間違いはないでしょうか。

遠藤委員 はい。

横山部会長 それでは、必要性ありということで労使協議の結果を御報告いただきましたので、岡山県鉄鋼業最低賃金改正決定の必要性の有無につきましては、双方から必要性ありということでの結論を得ることができました。
それでは、この結論を会長あてに報告したいと思いますので、

事務局で報告文の案を御準備ください。

(事務局、報告文(案)を各委員に配付)

横山部会長 では、事務局で報告文(案)を読み上げてください。

三村室長 それでは、報告文(案)を読み上げさせていただきます。

(報告文(案)読み上げ)

横山部会長 (案)のとおりでよろしいでしょうか。

(異議なし)

横山部会長 本年7月29日の第508回審議会において、「全会一致の場合は、最低賃金審議会令第6条第5項を適用する」こととされておりますので、本専門部会の決議が審議会の決議となります。
では、事務局で答申文(案)を用意してください。

(事務局、答申文(案)を各委員に配付)

横山部会長 では、事務局で答申文(案)を読み上げてください。

三村室長 それでは、答申文(案)を読み上げさせていただきます。

(答申文(案)読み上げ)

横山部会長 (案)のとおりでよろしいでしょうか。

(異議なし)

横山部会長 では、この内容で(案)を取り、番号を付して答申することといたします。

番号は岡賃審第29号になります。

(事務局、答申文を準備し部会長に手渡し、再度内容を確認)
(部会長より基準部長へ、答申文を手交)

三村室長 ただ今答申をいただきましたので、局長に代わりまして、労

働基準部長より挨拶申し上げます。

政木部長

本日は御審議いただきましてありがとうございました。
必要性ありということで、次回から金額審議となりますけれども、何とぞ、労使のイニシアティブを発揮していただきまして、全会一致でということでもよろしくお願ひしたいと思ひます。
引き続きどうぞよろしくお願ひいたします。

横山部会長

お忙しい中、皆様の熱心な御審議をいただき答申することができました。
本日の審議はここまでとしまして、金額審議につきまして、次回は労使より金額提示をいただきたいと思ひます。
次に、付議事項「(5) 今後の審議日程」について事務局から説明をしてください。

三村室長

先ほど、岡山労働局長あて答申をいただきましたので、本日付けで意見聴取について公示することとします。意見書の提出期限につきましては公示期間を3週間とし、10月2日水曜日までとなります。
今後の審議日程につきましては、第2回を10月3日木曜日10時から予定しております。委員の皆様には改めて通知を申し上げます。
次回の専門部会は、最低賃金法第25条第2項の金額審議のための専門部会になります。以上でございます。

横山部会長

次に、付議事項「(6) その他」ですが、事務局から何かございますか。

三村室長

1点確認させていただきます。
本日の第1回特定最低賃金専門部会は、公開として開催しておりますので、議事録を作成し、これを公開します。第2回以降の専門部会につきましては、先ほど非公開とすることが確認されましたので、議事要旨を作成し、公開することとしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

三村室長

ありがとうございます。

横山部会長

議事録、議事要旨の取扱いについてはそのようお願いします。
す。

委員の皆さん、何かございませんか。

(特になし)

横山部会長

これを持ちまして、第1回岡山県鉄鋼業最低賃金専門部会での審議を終わります。委員の皆さん大変御苦労様でした。